

悪質商法による消費者被害の例

点検商法

自宅に業者が来訪し「今なら無料で床下の点検を行います」と言われたので、無料ならと思いお願いした。30分くらい作業をした後「このままだとそのうち家が崩れる、すぐに工事が必要だ、本当に今見つかって良かったですよ。本当に危ないところだった。」と言われたので信じてしまい、とても高額だったが契約してしまった。

工事終了後に知り合いにその話しをしていると「おかしい」と言われ、知り合いが紹介してくれた業者に確認してもらったところ、契約書に書いてあるような工事をした後もなく、家の状態も何も問題ないと言われた。

騙されたと思い契約した業者へ連絡しようとしたが、既に連絡はとれなくなっていた。